

(別紙 1)

## 令和 2 年度 SNS を活用した FIT 向け情報発信事業 企画提案コンペ参加仕様書

### 1 委託業務を行う目的

日本を訪れる外国人旅行者の消費額が 4 兆円を超えるなか、インバウンド需要を取り込むことは、地域経済の活性化につながるものと考えます。

このような訪日旅行の傾向として、特に顕著となっているのが個人旅行者 (FIT) の増加です。個人旅行者 (FIT) は、Facebook や Instagram 等の SNS で情報を収集し旅行先を決定する傾向にあり、旅先の情報を SNS で投稿することも多く、三重県の旅行情報の拡散も大いに期待できます。

当該業務は個人旅行者 (FIT) 層に対して、三重県の観光資源の魅力を発信し、もって認知度を向上させ誘客促進を図るため、8 種 7 言語 (英語、中国語 (繁体字、簡体字)、韓国語、タイ語、フランス語、ドイツ語、スペイン語) の Facebook、微博および 3 言語 (英語、中国語 (繁体字)、タイ語) の Instagram の運営を実施するものです。

また、新たな三重県ファンの獲得と既存の三重県ファンとの関係構築に加え、県内事業者との連携協力を図り、質の高い「#visitmie」のついた投稿が継続的になされるようキャンペーンを実施します。

### 2 企画提案コンペを行う目的

訪日旅行市場や Web を活用したマーケティング展開等に関する高度な専門知識・技術が必要であり、キャンペーンを実施することから多種の方法が考えられるため価格だけで決定できるものではないので、広く企画を募り競わせ最良の企画を採用するため。

### 3 委託業務の内容 (詳細は別紙事業仕様書のとおり)

(1) 委託業務名 令和 2 年度 SNS を活用した FIT 向け情報発信事業

(2) 委託期間 契約締結の日から令和 3 年 3 月 31 日 (水) 16 時まで

(3) 納品物及び部数

①委託業務の実施内容及び効果検証、今後の効果的な情報発信に向けた提案を記載した「委託業務報告書」(原則として A4 版・両面印刷) 1 部 (提出時期: 委託業務完了時)

②委託業務において生じた成果物各 1 部 (提出時期: 随時)

③写真等業務の履行状況が確認できるもの 1 部

④必要があれば実施内容の説明資料 1 部

(4) Facebook、微博および Instagram を活用した FIT 向け情報発信業務

(5) Instagram を活用し、外国人に三重県への旅を促すようなメッセージを伴った「#visitmie」付きの写真や動画の SNS への投稿を促進するキャンペーンを実施すること。

### 4 契約上限額

8, 341, 740 円 (消費税及び地方消費税を含む)

### 5 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

(1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない

者でないこと。

- (2) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと
- (5) 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

## 6 提出を求める企画提案資料及び提出部数

(1) 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）・・・・・・・・・・ 1部

(2) 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8部

①様式は日本工業規格のA4判（15頁以内）、長辺とじ

②提案書には下記を含めてください。

### 【SNSによる情報発信】

- ・ 本委託業務の実施計画  
（提案コンセプト、年間の投稿スケジュール、各回の投稿までの実施手順）
- ・ SNSによる情報発信の概要（記事内容、ハッシュタグ等）
- ・ 各市場の外国人FIT観光客の特性に応じた効果的な情報発信内容の工夫
- ・ 効果的な情報発信を行うための観光情報収集方法
- ・ 情報発信の原稿案（日本語テキスト）
- ・ フォローやいいね！を増やすための施策（ハッシュタグの内容等）
- ・ 外国語での投稿記事及びメッセージを作成する方法及び体制
- ・ 「フォロー」や「いいね」、「シェア」を増加させるための広告媒体および広告手段
- ・ クリエイティブ等のデザイン案
- ・ 提供可能な分析データ

### 【キャンペーン】

- ・ キャンペーンの周知方法
- ・ 投稿者及び投稿数の目標と、達成するための工夫
- ・ 質の高い投稿を確保するための工夫
- ・ 外国人のキャンペーン参加を促すための工夫
- ・ 三重県への外国人旅行者の増加につなげるための工夫
- ・ キャンペーン参加を促すための広告媒体および広告手段
- ・ キャンペーンHPとクリエイティブのデザイン案
- ・ 地域一丸となってインバウンドに取り組む機運を醸成する仕掛け
- ・ 協賛獲得についての考え方
- ・ 提供可能な分析データ

### 【その他】

- ・ 本委託業務と類似業務の受託実績とその成果
- ・ 経費の抑制対策
- ・ その他契約額の範囲内で、本事業の趣旨を実現するため、他に魅力的な追加提案があれば記載のこと。

(3) 経費見積書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8部

- (4) 提案事業者の概要書・・・・・・・・・・・・・・・・ 8部
- (5) 「登記簿謄本」、「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」、またはいずれか1つ「代表者事項証明書」の写し

## 7 企画提案資料の提出期限及び提出先

令和2年4月14日（火）17時まで（提出先：三重県雇用経済部海外誘客課）

## 8 最優秀提案の選定方法

別に設置する「令和2年度 SNS を活用した FIT 向け情報発信事業企画提案コンペ選定委員会」が、次に示す選定要領に基づき審査し最優秀提案を選定します。

### (1) 発信力の優位性（比重配点×2）

- ①提案された SNS の原稿案や情報発信内容、観光情報収集手法が、外国人 FIT 観光客の誘致促進に対し優れた提案であるか。
- ②外国人個人旅行者への効果的な情報発信が可能か。
- ③提案されたクリエイティブ等のデザインが外国人 FIT 観光客に対し、三重県の魅力を PR するために効果的なデザインか。
- ④SNS における「フォロワー」や「いいね」、「シェア」を増加させるために有効な広告媒体、および広告手段が提案されているか。

### (2) 投稿内容の正確性（比重配点×2）

- ①正確に情報発信が行われ、各言語の表現がネイティブにとって違和感のない投稿ができる体制が提案されているか。
- ②コメントやメッセージに対し、的確な回答ができるか。

### (3) 企画の優位性（比重配点×2）

- ①投稿者および投稿を多数確保することができるか。
- ②質の高い投稿を確保することができるか。
- ③キャンペーンへの外国人の参加を促す仕組みが考えられているか。
- ④SNS フォロワー数の増加に寄与する仕組みとなっているか。
- ⑤地域一丸となったインバウンドへの取り組み機運の醸成につながるか。
- ⑥その他積極的な提案があるか。

### (4) 実現可能性

- ①経営面及び技術面から実現可能な提案がなされているか。
- ②実施スケジュールは具体的であり、計画を確実に実行できる体制が整備された提案がなされているか。
- ③提案された類似業務の受託実績が本委託業務を安定的に遂行できるものであると認められるか。

### (5) 経済合理性

- ①見積額及び積算内訳・根拠は適当か。
- ②費用対効果の観点から事業予算額は効率的であるか。

## 9 プレゼンテーションの実施

提案内容の審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施します。

- (1) 日時 令和2年4月17日（金）14時00分 ～
- (2) 場所 三重県津市広明町13番地 三重県庁8階雇用経済部会議室

- (3) 事前審査 提案者が多数の場合、選定委員会で事前に書類審査を行い、優秀提案者を5社程度選定したうえで、当該優秀提案者によるプレゼンテーションを実施するものとします。
- (4) その他 プレゼンテーションは、提出のあった企画提案書及び見積書のみによるものとします。(パソコンやタブレット端末等の使用は不可とする。)

## 10 最優秀提案の選定結果

最優秀提案が決定した後に、すべての企画提案者に対して速やかに通知します。

## 11 企画提案コンペに関する質問の受付及び回答

### (1) 質問の受付期限

令和2年4月9日(木) 15時まで(必着)

### (2) 質問の方法

書面持参、ファクシミリ、電子メール(inbound@pref.mie.lg.jp)にて質問を受け付けます。

### (3) 質問に対する回答

受けた質問に対する回答については、令和2年4月10日(金) 15時までに、原則三重県ホームページに掲載します。

## 12 契約方法に関する事項

(1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりとします。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、三重県会計規則(以下「規則」という。)第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。

(3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。

(4) 契約は、三重県雇用経済部観光局海外誘客課において行います。

## 13 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

## 14 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約条項の定めるところによります。

15 企画提案及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

16 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

17 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

18 その他

(1) 契約にあたり、原則として業務の再委託は認めません。ただし、三重県の承諾を得たうえで業務の一部を再委託する場合はこの限りではありません。

(2) 企画提案に要する費用は提案者の負担とします。

(3) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとします。

(4) 提出のあった企画提案資料は返還しません。

19 連絡先

〒 514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部観光局海外誘客課 向出

TEL : 059-224-2847

FAX : 059-224-2801

E-mail : inbound@pref.mie.lg.jp